

豊川市監査公表第20号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があるので、別紙のとおり公表する。

令和7年6月11日

豊川市監査委員	井 田 哲 明
同	鈴 木 篤 男
同	星 川 博 文

【別紙】

財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知書（株式会社本宮）

『株式会社本宮 財政援助団体等監査』

監査実施期間 令和6年10月 2日から
令和6年11月25日まで

豊川市監査公表第2号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 中心市街地商業等活性化推進事業費の執行において、会社の財務規程では、金額が30万円以下の工事、物品の買入等は、随意契約によることができるが、随意契約によらないと想定されるチラシ折込、エコバック作成や交通量調査などの委託料は、指名競争入札による発注が行われていなかつた。そのため、財務規程に則した適正な財務事務を行うよう改善されたい。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 補助対象事業の執行において、令和7年4月1日より会社の財務規程に従い、事業費が30万円以上の案件につきましては、指名競争入札による発注を行うこととした。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和7年6月5日現在のものである。

【別紙】

財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知書（都市整備部都市計画課）

『株式会社本宮 財政援助団体等監査』

監査実施期間 令和6年10月 2日から
令和6年11月25日まで

豊川市監査公表第2号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 中心市街地商業等活性化推進事業費補助金の補助対象経費であるチラシ折込、エコバック作成や交通量調査の委託料は、補助対象事業者の財務規程に基づく指名競争入札による発注が行われていなかったことについては、当該補助金の交付要綱第2条第2項に、補助金の額は補助対象経費の10分の10以内の額と規定されており、適切な指名競争入札の執行により経費を低価に抑えることができた場合、補助金の交付額を抑制できるものと想定される。そのため、補助金交付事務において、豊川市補助金等に関する規則第14条に規定する報告書及び関係書類の審査等手続きを行ったうえで、交付決定するよう改善されたい。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 今回の指摘事項である、補助対象事業者の財務規程に基づく指名競争入札による発注が行われていなかったことについては、補助対象事業者の財務規程に基づいた手続きが行われているかを含め、厳正に実績報告書及び関係書類の審査等を行うよう令和7年4月1日執行分より改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和7年6月5日現在のものである。